

アスベスト問題に関する政府の過去の対応の検証について

平成17年8月26日

アスベスト問題に関する過去の対応については、去る7月29日に取りまとめられた「アスベスト問題への当面の対応」において、8月までに検証を行うこととしていたところであり、各省庁において検証作業が進められてきた。各省庁における検証結果は別添①～⑦のとおりであり、そのポイントは以下のとおりである。

過去の経緯等について、さらに9月に向けて精査することが必要であると判断した部分もある。また、今回の検証結果や各省庁の公表資料を基に、社会的にも検証がなされていくものとする。

1 アスベストの有害性についての国際的な知見が確立したのは、昭和47年（1972年）のILO、WHOの専門家会合でのがん原性の指摘であり、旧労働省及び旧環境庁においては、昭和47年当時にはアスベストの危険性について認識していた。

2 旧労働省においては、それまでも粉じん対策の一環としてアスベスト問題に取り組んでいたが、昭和50年（1975年）には吹付け作業の禁止、石綿粉じんを発生しやすい特定の作業における原則湿潤化を行うなど、代替化の促進を図りつつ、管理使用により規制を強化してきた。

その後、昭和61年（1986年）には、クロシドライト（青石綿）の使用禁止と代替が困難な場合の禁止の緩和を規定するILO石綿条約が採択された（アモサイト（茶石綿）及びクリソタイル（白石綿）については管理使用を規定）。

諸外国では、クロシドライト及びアモサイトの禁止を行ったのは、ドイツが平成5年（1993年）、フランスが平成9年（1997年）となっており、米国では、現在でも一部使用が可能となっている。一方、我が国では、クロシドライトの使用がないことが平成元年（1989年）に確認でき、アモサイトの代替化の促進の状況を踏まえて平成7年（1995年）に両物質の使用等を禁止しているが、そうした取組については諸外国の動向と

比較して、なお精査することが必要である。

3 また、旧環境庁においても、昭和52年（1977年）から大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、我が国の環境の実態を把握してきた。その結果、一般国民への健康影響は少ないと評価していた。大気汚染防止法の改正による規制の導入が平成元年（1989年）まで行われなかったことについては、当時においては、

① 完全な科学的確実性がなくても、深刻な被害をもたらすおそれがある場合には対策を遅らせてはならないという考え方（予防的アプローチ）が浸透していなかった

② 環境庁の任務は、汚染物質が工場外に出ることの防止（エンド・オブ・パイプ対策）に限られるという認識が強かったため、総合的にアスベスト問題を捉える視点に欠け、環境庁の限られた所管の範囲内でしか対策を行っていなかった

ことが原因と考えられ、今後とも精査することとしている。

4 この間、昭和62年（1987年）に学校等における吹付けアスベストが大きな社会問題となったことを契機に、各省庁でも様々な取組が行われるとともに、平成2年（1990年）には「石綿対策関係省庁連絡会議」が開催されるなど、関係省庁間での一定の情報提供、情報交換等が行われていたが、旧労働省及び旧環境庁を中心に実施された様々な調査・研究の成果等が政府全体として共有され、関係省庁の十分な連携が図られていたかということについては、必ずしも十分であったとはいえ、反省の余地がある。今後、こうした問題についての関係省庁間の連携を確実なものとするための体制について、9月までに検討する。

- 別添一① 厚生労働省
- 別添一② 環境省
- 別添一③ 防衛庁
- 別添一④ 消防庁
- 別添一⑤ 文部科学省
- 別添一⑥ 経済産業省
- 別添一⑦ 国土交通省

アスベスト問題に関する厚生労働省の過去の対応の検証

平成17年8月26日
厚生労働省

はじめに

本報告書は、本年7月29日に「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」が公表した「アスベスト問題への当面の対応」において「政府の過去の対応について、アスベストに関連するこれまでの通知・通達、行政文書、研究結果等についての関係省庁での調査を踏まえ、8月までに検証する」とされたことを受けて、厚生労働省において過去の取組について調査を行い、その結果を取りまとめたものである。

厚生労働省においては、まず、石綿作業従事労働者の健康障害を防止するとともに、石綿作業により労働者が健康障害を生じた場合には、迅速・適正に労災補償を行うことが求められる。また、建築物に係る衛生、公衆衛生、食品衛生等の観点からも、必要に応じて適切な措置を講ずることが求められる。

このため、この検証作業においては、厚生労働省における各行政分野において、適正な対応を採ってきたのかを明らかにし、その結果について、今後の厚生労働行政の推進にフィードバックするものとしたものである。

なお、本検証は、8月までという期間内で、省内において保管されているすべての関係通知・通達等の文書に当たり、また、必要な海外調査や当時の担当職員からの聴取り調査により、検証事項に漏れがないことを期した。ただし、今後、新たな事実が判明した場合には、真摯に対応したい。

※ 本文中の組織・行政官職名については、当時のものを使用した。

目次

- 第1 検証の方針及び方法について
 - 1 検証の方針
 - 2 検証の方法

- 第2 石綿について
 - 1 石綿の種類
 - 2 石綿の有害性
 - 3 石綿の使用状況

- 第3 石綿粉じんばく露防止対策について
 - 1 石綿粉じんばく露防止対策の取組
 - 2 建築物の解体又は改修の工事における石綿粉じんばく露防止対策
 - 3 石綿管理濃度
 - 4 石綿作業従事労働者の健康管理

- 第4 製造等の禁止について
 - 1 「石綿製品の規制等に関する法律案」の提出
 - 2 クロソライト及びアモサイト等の製造等の禁止等
 - 3 クリソタイル製品の製造等の禁止

- 第5 諸外国等における石綿に関する規制との比較について
 - 1 はじめに
 - 2 諸外国における規制
 - 3 国際機関における見解

- 第6 労災補償対策について
 - 1 石綿による健康障害に対する労災補償の沿革
 - 2 業務上疾病の範囲の見直しと認定基準の策定
 - 3 業務上疾病の範囲に係る定期的検討、調査研究の状況
 - 4 認定基準の改正
 - 5 認定基準等の周知
 - 6 国際機関の動向

- 第7 建築物内に使用されている石綿に係る対応について
 - 1 建築物内に使用されている石綿に係る対応
 - 2 厚生労働省所管施設で使用されている石綿に係る対応

- 第8 公衆衛生の観点からの石綿問題への対応について
 - 1 水道に関する石綿問題に係る対応
 - 2 その他

- 第9 食品添加物等における石綿問題への対応について
 - 1 食品、添加物等の規格基準における石綿問題への対応
 - 2 ベビーパウダーに関する石綿問題への対応

- 第10 石綿対策における他省庁との連携について
 - 1 安全衛生関係
 - 2 労災補償関係
 - 3 その他

- 第11 評価
 - 1 概観
 - 2 石綿粉じんばく露防止対策について
 - 3 製造等の禁止について
 - 4 労災補償対策について
 - 5 建築物内に使用されている石綿に係る対応について
 - 6 公衆衛生の観点からの石綿問題への対応について
 - 7 食品添加物等に関する石綿問題への対応について
 - 8 石綿対策における他省庁との連携について

第1 検証の方針及び方法について

1 検証の方針

石綿は、耐熱性、耐腐食性及び耐薬品性に優れた物質であり、建材等として広く使用されてきたが、石綿にばく露することにより石綿肺、肺がん、中皮腫等を発症する危険性が有意に高まることは疫学的に明らかとなっている。

厚生労働省（厚生省及び労働省を含む。）においては、石綿製品の製造や石綿製品を使用する労働現場における労働者の健康障害の防止対策、石綿作業が原因で健康障害を生じた労働者に対して迅速・適正に労災補償を行うことが求められるほか、建築物の衛生、公衆衛生、食品衛生等に係る対応が求められる。

本報告書においては、上記の行政分野における対応をいかに行ってきたのかということ概観し、

- ① クロシドライト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）、クリソタイル（白石綿）に係る規制等の国際的な情勢はどうであったか、また、当時の研究や学説の動向はどうであったか、
- ② 石綿使用の規制と業界等における使用の状況はどうであったか、
- ③ 関係省庁との連携を適切に行っていたか、
- ④ その他、国民に対する周知、最新の情報を収集する努力は十分であったかといった点に照らし、行政の対応は妥当であったか、対応に遅れはなかったかについて、資料等に基づき、具体的に検証を行う。

2 検証の方法

検証に当たっては、省内に保存している文書のうち石綿対策に関係するすべての文書について調査することとしたほか、必要な海外調査及び当時の担当職員からの聴取り調査を行った。

(1) 文書調査

厚生労働省が保存している文書のうち、以下のような石綿対策に関係するすべての文書について収集・精査を行った。

- ア 石綿による健康障害に係る医学的文献等の文書
- イ 我が国における石綿対策に係る文書
- ウ 海外における石綿対策に係る文書
- エ 石綿対策における他省庁との連携に係る文書
- オ 石綿対策に係る関係団体からの申入れ文書
- カ 石綿対策に係る国会・審議会議事録
- キ 石綿対策に係る新聞記事等

(2) 海外調査

労働安全衛生に関しては、海外（米国、イギリス、フランス、ドイツ、カナダ及びEU（欧州連合）（EEC及びECを含む。））の石綿対策について、在外公館を通じ、以下の事項等を調査した。

- ア 石綿に関する規制措置の導入状況、導入時期
- イ 規制措置の改正時期及び内容
- ウ 具体的措置内容

(3) 聴取り調査

ア 労働安全衛生関係

労働基準局安全衛生部に昭和46年(1971年)から本年までの期間に在籍していた職員で、石綿対策に携わった者に対して、

- ① 在籍中に採った石綿対策の具体的内容
- ② その石綿対策を行った背景
- ③ その石綿対策の効果

等について調査を行った。

なお、調査の方式としては対面による聴取り調査を基本とし、必要に応じ電話による聴取り調査を行った(97名)。

イ 労災補償関係

労働基準局労災補償部補償課(労働省の時代は労働基準局補償課)に昭和48年(1973年)から本年までの期間に在籍した職員で、石綿認定基準の策定・改正に携わった者に対して、

- ① 在籍中における検討の背景
- ② その具体的検討の内容

等について電話による聴取り調査を行った(18名)。

(4) 関係団体(社団法人日本石綿協会等)に対する調査

社団法人日本石綿協会の担当者から、業界における石綿の使用状況、石綿対策立案における厚生労働省との関わり等について聴取り調査を行った。

また、独立行政法人産業医学総合研究所から、石綿の有害性、発がん性等についての文書を入手し、検証に用いた。

さらに、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会から、これらの協会における石綿対策に係る文書を入手し、検証に用いた。

第2 石綿について

1 石綿の種類

我が国で使用されてきた石綿は、クロシドライト、アモサイト及びクリソタイルであったが、平成7年（1995年）にクロシドライト及びアモサイトの製造等が禁止され、現在産業界で使用されているのは、クリソタイルを含有する製品の一部分である。

2 石綿の有害性

石綿のばく露により、主に次のような健康障害を生じるおそれがある。

(1) 石綿肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つである。肺の線維化を起こすものは他の鉱物性粉じん等多くの原因があるが、石綿のばく露によって起きた肺線維症を特に石綿肺として区別している。

(2) 肺がん

肺胞内に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により、肺がんが発生するとされている。発がん性の強さは、石綿の種類により異なるほか、石綿繊維の太さ、長さにも関係する。喫煙は肺がんの最大の危険因子であるが、石綿と喫煙は相乗的に作用して肺がんの発生率を高める。

(3) 中皮腫

肺を取り囲む胸膜や、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍である。中皮腫の大半は石綿ばく露により生じると考えられている。

なお、胸膜中皮腫の発がん性について、クリソタイルを1とすると、アモサイトは100倍、クロシドライトは500倍とする見解もあり（「職業性石綿ばく露と石綿関連疾患」森永謙二独立行政法人産業医学総合研究所有害性評価研究部長編（平成17年（2005年））、また、クボタ旧神崎工場での健康障害の主な原因はクロシドライトとする新聞報道も見られる。

このように、石綿のうち特に有害性が高いのはクロシドライトであり、石綿に対する規制を論ずる際にはこの点に十分留意する必要がある。ちなみに、昭和61年（1986年）に国際労働機関（以下「ILO」という。）が採択した「石綿の使用における安全に関する条約（第162号条約）」（以下「ILO石綿条約」という。）においては、クロシドライトの使用と石綿の吹付け作業の2つのみが禁止されている。

石綿による健康障害の状況については、平成2年（1990年）から平成6年（1994年）の胸膜中皮腫等の年齢調整死亡率が我が国では0.15であるのに対し、欧州諸国については、イギリスでは1.20、フランスでは1.42、ドイツでは1.14、ハンガリーでは0.72、オランダでは2.39等と我が国の約5倍から約15倍となっており、欧州諸国と比較すると、我が国における石綿による健康障害の程度は相当程度低くなっている（前述の「職業性石綿ばく露と石綿関連疾患」）。

3 石綿の使用状況

(1) 石綿の輸入量

我が国の石綿輸入量は1960年代（昭和35年～昭和44年）より増加し、昭和49年（1974年）の35万トンを最高に年間約30万トン前後で推移してきたが、1990年代（平成2年～平成11年）から年々減少傾向にあり、平成15年（2003年）には2万5千トンとなっている。さらに、平成17年（2005年）1月から6月までの輸入量は59トンとなっている。

我が国への主な輸入元は、カナダ（65.7%）、ブラジル（19.5%）、ジンバブエ（10.6%）である（平成16年（2004年））。

(2) 石綿製品の用途

平成14年（2002年）に厚生労働省が調査したところ、石綿の使用量のうち9割以上が建材に使用されており、残りは、化学プラント設備用のシール材、摩擦材等の工業製品等に使用されていた。

なお、アモサイト及びクロシドライトについては平成7年（1995年）4月1日よりすべての製品の製造等が禁止され、クリソタイルについては平成16年（2004年）10月1日より建材、摩擦材、接着剤の製造等が禁止されている。

第3 石綿粉じんばく露防止対策について

1 石綿粉じんばく露防止対策の取組

(1) 粉じん対策としての石綿対策

ア 石綿肺（じん肺）について

戦前から石綿を取り扱う事業場においては、石綿を原因とする労働災害として、じん肺の一種である石綿肺が発生しており、石綿による健康障害としての石綿肺は、戦前からその危険性が認識されていた。

昭和27年（1952年）から昭和31年（1956年）にかけて奈良県立医科大学の宝来善次教授を中心として行われた研究（労働省労働衛生試験研究）においては、石綿を取り扱う事業場における勤務年数が長くなるほど石綿肺有所見者が増加するなど石綿肺と勤務の関係が明らかにされた。

これらを背景に、「特殊健康診断指導指針について」（昭和31年5月18日付け基発第308号。以下「31年通達」という。）を都道府県労働基準局長に対して発出し、衛生上有害な業務に従事している労働者に対して、使用者が健康診断（特殊健康診断）を実施するよう指導勧奨することとし、この中で、「けい肺（注）を除くじん肺を起し又はそのおそれのある粉じんを発散する場所における業務」として、石綿に関連する作業を示し、これらの作業に従事した労働者に対してエックス線直接撮影による「胸部の変化」の検査を行うこととした。

また、昭和33年（1958年）3月31日には労働省労働衛生試験研究として「石綿肺の診断基準に関する研究」が取りまとめられ、石綿肺がけい肺と同等の有害性を有することやその被害の実態、石綿肺の診断基準が示された。

（注）けい肺：土中のけい酸の粉じんを吸入し、それが肺に沈着するために呼吸機能が衰えてくるじん肺の一種

イ じん肺法の成立

じん肺対策を強化するため、昭和35年（1960年）4月1日に施行されたじん肺法（昭和35年法律第30号）により、上記アの特殊健康診断の指導勧奨の対象であった石綿をときほぐす作業、石綿を吹き付ける作業等について、じん肺法上の粉じん作業として位置づけられた。

また、じん肺法においては、

- ① 使用者は、粉じん作業に従事した労働者に対して、定期的にじん肺健康診断を実施しなければならないこと、
 - ② 都道府県労働基準局長は、一定のじん肺管理区分の労働者が現に常時粉じん作業に従事しているときは、使用者に対して、その者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるべきことを勧告することができること
- 等の規定が設けられた。

ウ 旧労働安全衛生規則による粉じん防止対策

労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号。以下「旧安衛則」という。）第173条においては、粉じんの発生する作業場における発じん対策等を包括的に規定していたが、これに基づき、昭和43年（1968年）には「じん肺法に規定する粉じん作業に係る労働安全衛生規則第173条の適用について」（昭和43年9月26日付け基発第609号）を都道府県労働基準局長に対して発出し、じん肺法に規定する粉じん作業を行う作業場のうち、旧安衛則第173条に基づき粉じん抑制のため局所排気装置を通常設置する必要がある事業場として、石綿吹付け作業場等を指定した。

さらに、昭和46年（1971年）には、前年の石綿取扱い事業場の総点検の実施結果を踏まえ、「石綿取扱い事業場の環境改善等について」（昭和46年1月5日付け基発第5号）を都道府県労働基準局長に対して発出し、すべての石綿取扱い作業について可能な限り局所排気装置を設置させること等について、事業場に対して監督指導を行うよう指示した。

これに基づき、昭和46年（1971年）1月から3月にかけて、石綿取扱い事業場に対する監督指導が実施された。この結果をみると、石綿の排気の清浄装置の設置率は、昭和45年（1970年）9月では70.3%であったのに対して、昭和46年（1971年）1月から3月では94%となった。

(2) 石綿対策の充実強化（旧特化則の制定）

ア 旧特化則制定の背景

(ア) 有害物質取扱い事業場の総点検の実施

労働省では、昭和45年（1970年）9月、石綿等46種類の有害物質の排出処理状況について、全国13,665の事業場に立ち入り、総点検を行ったが、これによると、全国で石綿を取り扱う事業場は150あり、このうち石綿の排気の清浄装置を設置している事業場は70.3%であった。

(イ) 旧特化則が制定されるまで

(ア)の総点検結果を踏まえて、労働省では、有害物質の規制について、その技術的、専門的な事項に関する検討を行うために、医学系7名、工学系7名の合計14名の専門家により構成される労働環境技術基準委員会を設置し、規制すべき有害物質、当面採るべき対策等について議論を行った。

労働環境技術基準委員会から報告を受けた労働省では労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱を取りまとめ、昭和46年（1971年）2月12日に中央労働基準審議会に対して、有害物による障害の防止に係る規制に関し、諮問を行った。諮問を受けた同審議会からは同年4月8日、石綿に関する部分を含め、公労使一致して妥当である旨の答申があった。

さらに、労働省では、公聴会を同年4月21日及び23日に開催したが、そこでも、公労使の各側代表とも賛成の意見が表明されたことを踏まえ、要綱に盛り込まれた規制事項について改めて検討を加えた結果、有害物質等の規制

に関する省令は、旧安衛則の一部改正という当初の構想を改めて、独立規則である特定化学物質等障害予防規則（昭和46年労働省令第11号。以下「旧特化則」という。）として制定することとし、同年4月28日に公布、5月1日から施行した。

イ 旧特化則の制定（昭和46年（1971年）5月）

旧特化則における石綿に係る規制としては、

- ① 石綿粉じんが発散する屋内作業場では、原則、一定の除じん装置を有する局所排気装置を設置すること、
- ② 石綿を製造し、又は取り扱う作業場への関係者以外の立入りを禁止すること、
- ③ 石綿を製造する作業に労働者を従事させる場合において、特定化学物質等作業主任者を選任すること、
- ④ 石綿を常時製造し、又は取り扱う屋内作業場について、空気中の濃度測定を半年に1回実施すること、
- ⑤ 石綿を製造し、又は取り扱う作業場に呼吸用保護具（マスク等）を備え付けること

等が挙げられる。なお、これらの措置は、粉じん対策として実施されていたものであるが、労働者が吸入することを防止するという点で、がん原性物質対策にも資するものであった。

※ 健康診断については、昭和35年（1960年）のじん肺法において既に規定済みである。

ウ 施行後の展開と効果等

旧特化則制定後、円滑・適切な運用を行うための施行通達を都道府県労働基準局長に対して発出するとともに、監督指導によりその履行確保を図り、石綿による健康障害の防止対策を推進した。その概要は以下のとおりである。

（ア）施行通達の発出

「特定化学物質等障害予防規則の施行について」（昭和46年5月24日付け基発第399号）においては、円滑な施行を図るため、

- ① 局所排気装置の具体的で有効な設置方法等についての図入りの解説、
- ② 除じん装置の検査結果の記録については、検査項目を示すとともに、法令上3年間保存することとなっているが、その後もできるだけ長期間保存するように使用者に対し指導すること、
- ③ 作業環境測定結果の記録はできるだけ長期に保存するよう使用者に対し指導すること

等を示している。

なお、当該通達において、除じん装置の規定は、「化学物質等の含じん気体をそのまま大気中に放出すると（中略）公害をもたらすことになるので、（中略）有効な除じん方式の除じん装置を設けること（以下略）」とするものであ

り、この規定が公害の防止にも有効であるとの認識を示している。

(イ) 特定化学物質等取扱い事業場に対する一斉監督の実施

昭和46年(1971年)9月に、全国労働衛生週間準備期間を利用して、集中的に旧特化則の規定の履行確保のために監督指導を実施した。

(ウ) 特定化学物質等作業主任者技能講習の実績

特定化学物質等作業主任者の制度(イの③)のための技能講習は、毎年数多く開催され、実質的な意味において管理監督者・職長の教育を進めてきた。

これまでに約80万人が、この特定化学物質等作業主任者技能講習を修了している。

エ 石綿に係るがん原性の認識について

(ア) がん原性の可能性について

石綿のがん原性については、昭和45年(1970年)11月17日付けの朝日新聞によると、国立療養所近畿中央病院長が、最近11年間に、石綿製造工場で働いていた石綿肺の患者のうち8人が肺がんを発症させたと発表し、わが国で初めて石綿による肺がん患者の発生を明らかにしたと報じている。

労働省は、昭和46年(1971年)1月5日付け基発第1号「石綿取扱い事業場の環境改善等について」において、「最近、石綿粉じんを多量に吸入するときは、石綿肺をおこすほか、肺がんを発生することもあることが判明し、また、特殊な石綿によって胸膜などに中皮腫という悪性腫瘍が発生するとの説も生まれてきた」と記述し、「石綿粉じんを多量に吸入するときは」、「肺がんを発生することもある」と石綿のがん原性(肺がん)の可能性について言及している。

一方、昭和46年(1971年)1月21日に労働基準局長に提出された労働環境技術基準委員会の報告書((2)のアの(イ))によると、石綿はがん原性のある物質に含められていなかった。

このように石綿のがん原性について未だ知見は確定していなかった。

注 これを傍証するものとして旧特化則の制定当時の担当官は、「石綿が特に特化則の対象物質とされたのは、石綿肺がけい肺に劣らず、重篤な肺疾患であるのみならず、ある種のものには肺がんまたは胸膜などに中皮腫という悪性腫瘍をおこす疑いがあるため、その解明は、今後の調査研究にまつとしても、予防は有害物質と同等に取り扱う必要があるとされたからである。」と記述しており、昭和46年当時、石綿のがん原性について確定してはいなかったものと考えられる。(「石綿障害予防対策の現状と関係法規」(労働の科学26巻9号。労働科学研究所。昭和46年(1971年)9月)における内藤栄治郎(労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課中央労働衛生専門官)の記述)

(イ) ILO及びWHOによる石綿のがん原性の検討

昭和47年(1972年)にILO(1月)及び世界保健機関(以下「WHO」という。)の国際がん研究機構(以下「IARC」という。)(12月)が石綿のがん原性を認めた。これにより国際的な知見が確立した(詳細は第5の3「国際機関における見解」を参照。)。ただし、後述のように、国際的な流れとして、直ちに使用禁止へ向かうものではなく、このときは、管理使用の厳格化による対応であった。

(3) 安衛法の成立

ア 安衛法の成立

昭和47年(1972年)10月に、労働基準法の安全衛生に係る規定を独立させ、充実強化した労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)が施行されたことに伴い、労働基準法に基づき制定した旧特化則を、安衛法に基づく省令(特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。))として再制定した。

イ 石綿に関連する規定の充実強化

安衛法の制定により、石綿に係る取扱いを従来の労働基準法に比べて、以下の点について規制等を充実強化した。

(ア) 局所排気装置に係る定期自主検査

石綿を取り扱う事業場で使用する局所排気装置等の機械の安全を確保する観点から、事業者は、機械について定期的に自主検査を行わなければならないこととした。

(イ) 職長等に対する安全衛生教育

事業者は、建設業、製造業等の業種で新たに職務に就くこととなった職長等に対して、石綿粉じん作業に係る作業方法の決定及び環境の改善の方法等安全衛生教育を行わなければならないこととした。

(ウ) 健康管理手帳制度の創設

石綿粉じん作業に従事して離職した労働者のうちじん肺法に基づく健康管理の区分が管理3である者について、疾病の早期発見のために、健康管理手帳制度を設け、政府が健康診断などの措置を行うこととした。

(エ) 罰則の見直し

違反を犯した事業者に対する罰則を「6月以下の懲役又は5千円以下の罰金」から「6月以下の懲役又は5万円以下の罰金」に改めた。

(4) 石綿のがん原性等に着目した対策の強化(特化則等の改正)